

第104回 京都市消費生活審議会 会議録

【日 時】 平成24年12月14日（金）午前10時00分～11時25分

【場 所】 京都市消費生活総合センター研修室

【出席者】 消費生活審議会委員18名（五十音順）

伊藤 義浩 委員，岩谷 道子 委員，宇津 克美 委員，岡本 晃明 委員，
川口 恭弘 委員，黒石 悟 委員，新谷 義雄 委員，高田 艶子 委員，
永井 弘二 委員，平井 和 委員，松井 元子 委員，本政八重子 委員，
森田 政子 委員，山下 徹朗 委員，山本 克己 委員，山本 久子 委員，
若林 靖永 委員，渡辺 明子 委員

京都市

文化市民局長 西出 義幸，市民生活部長 吉川 昌弘，
消費生活総合センター長 峯 泰勝 ほか

【概 要】

1 開会

○ 西出文化市民局長挨拶

本日は大変お忙しい中、消費生活審議会に出席いただき感謝申し上げますとともに、日頃、京都市政、とりわけ消費生活行政の推進に御理解、御協力を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

また、この度は、委員改選ということで、新たに又は再任として快く委員をお引き受けいただいた委員の皆様、厚くお礼を申し上げます。

師走に入り、早いもので、あと半月ほどで今年も終わろうとしている。せんだって、今年の漢字が「金」と発表されたが、京大の山中教授のノーベル賞受賞や金環日食など、喜ばしい話題がある一方、消費税や生活保護、今後の景気など、お金に関わる問題が反映されていることが言えようかと思う。このような背景の中、消費の問題についても、消費者被害が相変わらず発生しているという現状があり、国や京都市において、法律や条例等を制定、改正しながら対応しているが、どうしてもいたちごっことなるきらいがある。更なる取組が必要だと考えているところである。

また、東日本大震災から1年半以上がたっているところだが、原発の問題も含め、節電が繰り返され言われてきたように思う。12月に入り冬の節電ということで、無理してとまで言っているものではないが、皆様には御協力をお願いしたい。あわせて、ライフスタイルをどう変えていくか、再生可能エネルギーへの転換にどう取り組むかという点についても考えていく必要がある。

今日は、委員改選後初めての会議ということもあり、まずは会長を選出していただくなどとともに、新しい委員もいらっしゃるの、現在の京都市の消費生活行政について、現状と課題

ということで、おさらいの意味も含めて、事務局から説明した後、御意見も頂きたい。

また、表示の問題についても、国で法律改正を検討していると聞いているので、今後、審議会において本市の表示制度について議論いただく必要があると考える。

本日は短い時間であるが、きたんのない御意見を頂戴し、今後の消費生活行政にいかすことができらばと思うので、御協力をお願いします。

○ 委員及び事務局紹介

2 議事

(1) 審議会の構成について

ア 会長の選挙

山本克己委員に決定

イ 会長職務代理者の氏名

若林委員に決定

ウ 部会の設置

表示・包装適正化部会及び消費者苦情処理部会を設置

エ 部会の構成

別紙名簿のとおり決定

オ 部会長の選挙

表示・包装適正化部会長：若林委員に決定

消費者苦情処理部会長：川口委員に決定

(2) 京都市の消費生活行政の現状と課題について

峯センター長

資料1に沿って説明させていただく。

まず、1(1)京都市消費生活条例についてだが、平成16年6月に消費者保護基本法を抜本的に改正した消費者基本法が施行され、消費者の位置付けが「保護される者」から「自立した主体」と転換された。これを受け、京都市においても、平成17年3月に従来の京都市消費者保護条例を抜本的に改正した京都市消費生活条例を公布し、同年10月に施行した。

条例の特徴としては、まず(ア)基本理念として、7つの消費者の権利(消費者権)と消費生活施策を推進するうえで留意すべき3つの視点を明記したことが挙げられる。具体的には、資料2としてお配りしている京都市消費生活基本計画の冊子の31ページ、条例第3条を御覧いただきたい。

次に(イ)消費生活基本計画についてだが、条例第10条第1項において、市長は、消費生

活施策を総合的かつ計画的に実施するため、消費者権の実現を図るための基本的な計画を定めなければならないとされている。この基本計画に関しては、後ほど詳しく説明する。

続いて（ウ）消費生活審議会についてである。条例第36条に、条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するとともに、当該事項について、市長に対して意見を述べるため、審議会を置く旨定められている。審議会についても、後ほど詳しく説明することとする。

次に（エ）表示・包装に関する3基準についてである。条例第14条、第15条、第17条において、市長は商品等の表示の基準、単位当たりの価格の表示の基準、包装の基準をそれぞれ定めなければならないとされており、この規定に基づき定められた基準を、[資料1](#)の[別紙1](#)から[別紙3](#)として掲載している。これらは、昭和50年代に定められたものとなっている。

最後に（オ）の不適正な取引行為の禁止についてであるが、消費者に商品等を販売し、又は提供する契約及び信用を供与する契約等に関し、事業者が行ってはならない行為を「不適正な取引行為」として、条例及び条例施行規則に明記している。具体的には、条例第20条（1）から（5）に定める行為であって、なおかつ条例施行規則第2条の別表に列記される行為となり、[資料2](#)の冊子39ページ以降に記載されている。

また、この39ページには正誤表を挟み込んでいるが、これは今年8月の規則別表の改正を反映したものである。この改正については、本審議会でも議論いただいたということで、詳しくは後ほど説明することとする。

[資料1](#)に戻り、（2）京都市消費生活基本計画についてであるが、先ほども説明したとおり、平成17年10月に施行した京都市消費生活条例に基づき、平成18年10月に京都市消費生活基本計画を定めたわけだが、その計画期間が平成22年度で終了することから、第2次計画を平成23年3月に策定した。策定に当たっては、平成21年7月に審議会に諮問し、平成22年11月26日に答申をいただいた。計画の全文は、[資料2](#)の冊子に掲載されている。

続いて、第2次計画の特徴について説明する。（ア）位置付けであるが、この第2次計画は、京都市消費生活条例第10条により策定が義務付けられた、消費生活施策を総合的かつ計画的に実施するとともに、消費者権の実現を図るための基本的な計画、京都市基本計画を上位計画とする消費生活分野の基本計画、伝統の中で培われた京都固有の生活文化の継承・発展を目指した計画としている。計画期間は、平成23年度から平成32年度の10年間であるが、社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直すこととしている。

（ウ）施策体系についてだが、4つの基本方針の下に6つの施策目標を定め、その下に11の施策の方向、さらに、それらの下に23の推進すべき施策を定めている。一覧として[資料2](#)の6ページに掲載しているので参照いただきたい。

計画の推進に当たっては、施策の実施状況について、年度ごとに事業実績や統計指標等を取りまとめている。とりわけ、重点課題については、毎年度、実施計画を策定し、年度終了後に点検及び評価を行っている。

今年度の重点課題の概要は、[資料1](#)の[別紙4](#)に掲載しているので御覧いただきたい。

「潜在化している消費者被害の掘り起こし」、「不招請勧誘による消費者被害の防止」、「高齢者等の消費者被害を未然に防止するための見守りの仕組みづくり」、「家庭における消費者力向上のための支援」の4つを重点課題とし、実施計画を定め、施策を推進している。具体的に取り組んでいる事業については、後ほど説明をさせていただきます。

そして、これらも含め、事業実績等については、消費生活審議会に報告するとともに、市民に公表することとしている。

続いて資料1に戻り、(3)の消費生活審議会について説明する。

本審議会は京都市消費生活条例及び同条例施行規則に基づき設置しており、審議会の役割、構成、委員の任期などについては、条例、施行規則で詳しく定めている。

本審議会の役割については、消費生活基本計画に基づく施策状況の報告を受けること、緊急時の公表について報告を受けること、調停、条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議し、意見を述べること、消費生活基本計画の策定や表示・包装基準、不適正な取引行為を定める規則の制定等について意見を述べることとなっている。

また、部会の設置については、先ほど、表示・包装適正化部会と消費者苦情処理部会を設置することを決定いただいたところである。

(カ)開催状況の項目では、前期である第18期での開催状況を記載している。年間で全体会議を3回、消費者苦情処理部会を4回開催している。消費生活基本計画の策定や推進状況などについて審議、確認いただいたほか、消費者苦情処理部会を中心に、不適正な勧誘行為に対する対応について議論をいただいた。

結果、先ほど、消費生活条例の所で少し説明したが、条例の施行規則の改正に至ったわけだが、その経緯について、若干触れておきたい。

資料2の39ページにある施行規則の正誤表を御覧いただきたい。事業者が行ってはならない行為の1つとして、消費者の意に反して契約の締結の勧誘を執ように行う、不招請執よう勧誘を挙げていた。しかしながら、この場合、「執ように」の基準が明確でなく、実効性に欠けることから、規則の別表を改正し、この規定は削除のうえ、新たに、意思確認のない勧誘と拒絶後の勧誘を事業者が行ってはならない行為として定めた。

これにより、事業者が消費者に勧誘する場合、例えば、「健康食品の勧誘です。話を聞いてもらえますか。」というように、事業者は、消費者に勧誘を受ける意思があるか否かを確認しなければならなくなった。また、事業者は、消費者が一度断れば、勧誘を続けることができなくなった。

こうした規則の改正に当たっては、市民しんぶんの挟み込みを作成し、「迷惑な訪問販売・訪問買取りお断りシール」と共に、市内全家庭に配布し、市民への周知を図ったほか、事業者に対して説明会を開くなど、広報活動に努めた後、本年8月1日から施行している。

なお、この規則の改正やシールの配布に関しては、京都新聞や業界紙でも記事として採り上げていただいた。

続いて、資料1の3ページ(4)消費生活総合センターの事業概要について説明する。

まず、アの（ア）、消費生活相談の体制について、消費生活総合センターでは、資格[※]を有する11名の消費生活専門相談員を配置し、平日の月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで、市民からの消費生活相談に応じている。

土曜日、日曜日、祝日、休日については、資格を有する消費生活相談員で構成されるNPO法人への委託という形で、電話による相談に応じている。これらのほか、インターネットでの相談も受け付けている。

多重債務に関する相談の場合は、センターに専用の電話回線を設け、内容に応じ、弁護士による多重債務特別相談などにつないでいる。

それ以外にも、法的な解決が必要と考えられるような場合には、当センターや各区役所・支所で行っている無料法律相談を案内している。

また、相談の内容がより高度化、複雑化している近年の状況を受け、相談員の支援を目的として、弁護士から相談員が法律指導や助言の提供を受けられるよう、あるいは、解決が困難な個別案件について、弁護士、相談者、当センターがサポートチームを組んで、解決に臨めるよう、取り組んでいる。

先ほどの重点課題の実施計画に当たる、[資料1](#)の[別紙4](#)、17ページの「2 相談体制の強化」以下に詳しい記載があるので、また御覧いただきたい。

続いて、[資料1](#)の4ページをお開きいただきたい。消費生活相談の状況について説明する。相談件数は、この5年ほど8千件前後で推移している。

全国的に相談件数が減少傾向にある中、本市では、平成23年度の相談件数は、対前年度比で1,040件、約14パーセント増加した。

これは、平成23年4月に消費生活専門相談員を1名増員し、5月から相談時間を1日当たり2時間拡大したことのほか、各種広報物の発行や市バス・地下鉄を活用した広報物の掲示などにより、センターの周知活動に集中的に取り組んだことが要因であり、それらの相乗効果によるところも大きいと考える。

商品・役務別で平成23年度に一番多かったものは、放送・コンテンツ等である。これは、パソコンや携帯電話で無料サイトや全く関係のないサイトから誘導されたアダルトサイトや出会い系サイトから、大体は10万円前後であるが、不当な金額を請求されたというようなものである。

次に多いものとして、数としては減少傾向にある、フリーローンやサラ金等に関する相談、3番目には、賃貸住宅退去時の敷金や更新料の問題についての相談ということで賃貸住宅に関する相談が続いている。

これらについては、京都市を含め全国的に同じ傾向を見せている。

※資格… 「消費生活専門相談員」の資格。消費生活専門相談員資格制度は、国・地方公共団体等が行う消費生活相談業務に携わる相談員の資格を認定する制度で、独立行政法人国民生活センターの理事長が、消費生活相談に応じるために一定水準以上の知識と能力を持ち合わせていることを認定し、「消費生活専門相談員」として資格を与えるものである。

年代別では、60歳代、70歳代の相談割合を足し合わせると33パーセントとなり、高齢者からの相談が全体に占める割合が高い。

続いて「イ 消費者教育・啓発」の（ア）相談窓口の周知について、資料1の別紙4、17ページを御覧いただきたい。市民しんぶん挟み込みによるセンター案内広告の全戸配布や生活情報誌「マイシティライフ」の全戸回覧、消費者啓発アニメの映画館での放映、センター案内広報物の京都市広報板及び市バス・地下鉄への掲示を行うなど、様々な方法、媒体を活用し、市民にまずはセンターがあるということを知っていただくため、センター相談窓口の案内を行った。

（イ）消費者の自立支援のための教育・啓発の推進として、19ページを御覧いただきたい。実施予定事業の1の（2）に記載のあるとおり、消費者月間である5月に、「消費者月間講座「広げよう見守りの輪」～高齢者を消費者トラブルから守るために～」を開催したほか、消費者団体との共催により消費者力パワーアップセミナーや消費者力検定受験対策講座を行うなど、消費者問題に関する各種講座、教室を開催した。

また、21ページの実施予定事業1及び2に記載があるとおり、小学生高学年や中学生らが家族の方と消費生活に関する問題を学習することができる「消費生活学習すごろく」をインターネット配信しているほか、市民に、京都に暮らす消費者として、本当の豊かさとは何か、自らの生活について今一度考えてもらう契機となるよう、消費生活冊子「いっせいのおで」を配布するなど、年齢階層等に応じた内容、媒体により、多様な選択肢の中から主体的かつ合理的に選択できる「自立した主体」としての消費者になれるよう、消費者教育、啓発について推進、支援をしているところである。

次に、資料1の4ページに《参考》として挙げている「地方消費者行政活性化基金」について説明する。

平成21年度から平成23年度までの3年間を地方消費者行政の「集中育成・強化期間」として、国から地方への財政的な支援が行われており、具体的には、平成21年度に都道府県に地方消費者行政活性化基金が造成され、これを平成24年度、つまり今年度までの4年間で取り崩し、市町村に交付された。

京都府においては、5億2千万円の基金が造成された。

本市においては、資料1の5ページ、4の本市の執行状況を御覧になっていただければお分りのとおり、平成24年度は予算が計上されているものの、4年間で、1億7千万円ほどを執行するという状況にある。

このような基金を活用し、まず、相談しやすい環境の整備、相談窓口の機能強化として、相談時間の2時間延長や相談員の1名増員、高度化する相談に的確に応じるため、弁護士による助言、指導やサポートチーム事業、相談員自身の研修などを実施した。また、相談窓口の市民への周知強化ということで、市バス・地下鉄へのポスターや広報物の掲示、市民しんぶん区版への広告の挟み込み、啓発物品の配布など、様々な媒体を活用し、センター窓口の周知を図った。さらに、消費者自立支援のための年齢階層等に応じた教育・啓発の推進ということで、消

費者問題に関する各種講座、消費生活情報誌等の配布、消費者教育用教材の作製等を行っているところである。

以上をもって、京都市における消費生活行政の現状についての説明を終わらせていただく。

続いて、「2 消費生活行政を巡る国の動きと京都市の課題」の「(1) 平成25年度以降の地方消費者行政について」であるが、先ほど説明したとおり、地方消費者行政活性化基金の取崩し期間が今年度で終了するというところで、平成25年度以降の国の支援の在り方が注目されるところである。

資料1の23ページ、別紙5を御覧いただきたい。

消費者庁の平成25年度予算概算要求が示されている。2の各要求のポイントであるが、最重点項目ということで、地方消費者行政活性化交付金の創設として、40.6億円が要求されている。

平成25年度以降も、国において、地方消費者行政に対する何らかの財政支援が検討されていることがうかがえるが、まだ要求段階であり、最終的に予算措置がされるのかどうか、仮に予算措置されたとして、どの程度の規模となるのか、本市にはどの程度配分されるのか、また、どのような事業に活用することができるのかなど、具体的なことは全く未確定であり、今後、国の動向に注視していく必要がある。

続いて、(2)の消費者教育の推進についてである。

消費者教育の推進に関する法律が本年8月22日に公布され、昨日12月13日に施行された。

27ページの別紙6を御覧いただきたい。

この法律は、消費者教育の基本理念を定め、国や地方が何をしていくべきかを明らかにするとともに、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって、国民の消費生活の安定、向上に寄与することを目的としている。

また、法律では、消費者教育のほかに、消費者市民社会という言葉が定義付けられている。この消費者市民社会という言葉は、消費者が、個々の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会のことを指している。

ここでは、消費者教育により、消費生活に関する知識を習得したうえで適切な行動ができる自立した消費者が育ち、さらには、その消費者が持続可能な社会の形成に向けて積極的に参画、行動するという、先ほど申し上げた消費者市民社会を形作っていく、このような姿が目指されている。

なかなか難しいことではあるが、自分で自覚しながら、他人の意見を尊重し、将来のことを考えながら商品やサービスの選択をし、行動していく、こういった所を目指していると言える。

この法律では、京都市をはじめ、地方公共団体に次の2つのことについて、努めるよう求めている。

1つ目が、消費者教育推進計画の策定である。

市町村は、国が定める基本方針、さらには、都道府県が定める消費者教育推進計画を踏まえ、消費者教育の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならないとされている。

2つ目が、消費者教育推進地域協議会の設置である。

都道府県及び市町村は、消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他本市関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を設置するよう努めなければならないとされている。

先ほども申し上げたが、昨日、法律が施行されたばかりであり、国が基本方針を示すのも来年夏頃と聞き及んでいるので、本市としては、国の動向を注視するとともに、教育機関との連携や本審議会での審議をお願いすることになるかと考えている。

最後に（3）の食品表示の一元化についてである。

食品の表示については、現在、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、いわゆるJAS法、健康増進法の3つの法律でそれぞれ規定されているが、現行のままでは複雑すぎて、消費者、事業者、行政にとって問題があるということで、これら3法の表示部分に関して一元化を行おうというものである。

消費生活条例の説明の所でも少し話したところであるが、本市では、商品等表示基準と単位価格表示基準を定めており、国による食品表示の一元化を契機に、これら基準の見直しについても検討していきたい。

29ページの資料7として付けているのは、有識者による会議である、食品表示一元化検討会が国の諮問を受け、取りまとめた報告書の概要である。

消費者庁において、この報告書の内容を踏まえ、食品表示に関する一元的な法案を来年の通常国会に提出する予定と聞き及んでいる。

本市としては、その動向を見守りながら、必要に応じて、審議会、表示・包装適正化部会での審議をお願いしていきたい。

以上で、説明を終わらせていただく。

山本克己会長

何か、質問や意見はあるか。

平井委員

質問が2点ある。

資料1の3ページ目にある（4）消費生活センターの事業概要の箇所で、多重債務相談専用

のホットラインの電話番号を設置し、対応に当たっているという話であったが、その専用番号で相談を受けた件数、その後サポートチームとして相談の対応に当たった件数、解決に至った件数を教えていただきたい。

また、京都市では、平成23年度に、対前年度比で約14パーセント相談件数が増加した、という話であったが、基金を1億7千万円使いながら相談件数が減らなかったことに対する説明をお願いしたい。

峯センター長

多重債務に関する質問についてだが、平成23年度の多重債務に関する相談件数は、514件である。多重債務については、年々法律の規制が厳しくなっており、相談件数が減少傾向にある。サポートチームの話が出たが、多重債務に関しては、多重債務特別相談として弁護士に入ってもらっており、サポートチームに流れる形になっていない。弁護士による特別相談の中で、任意整理がいいのか、破産がいいのか、というようなことを検討いただき、多重債務に困らないよう、専門機関につないでいくという役割を取っている。

2つ目の質問については、平成23年度の相談件数が対前年度比で1,040件増えているが、センターを知らず、消費者被害やトラブルに遭った際、どこに相談していいかわからない市民が多いということで、重点課題の1番目にも掲げていたとおり、被害者の掘り起こしをする必要があるということで、基金を使い、平成21年度から23年度にかけてセンターの周知活動を行ったということがあり、潜在化していた相談の掘り起こしをこの3年間に徹底的に行ったことで相談件数が増えた、このように分析している。

西出局長

補足させていただく。2つの要素があると言える。

1つ目は、センター長が申し上げたとおり、被害に遭っていながらセンターへの相談につながらなかったケースがあったのではないかとということ。トラブル等に遭ったときにはセンターに相談してくださいということを周知したことが要因となり、相談件数が増えた。2つ目は、相談してもらっていても、相談員の人数や相談時間という物理的な制限のために、相談を処理できる量が限られていたところを、相談時間を一日6時間から8時間に延長し、相談員の体制も1名増員したことで、今までつながらなかった電話につながって、相談を受けることができるようになった。この2つの要因によるものと考える。

消費者の被害そのものが手を変え品を変え、色々な形で出てきているので、1つのことを周知してもまた新たな被害が出てくるなど、啓発が末端まで届き切っていないという問題もあり、複数の要素が複雑に絡みながら、今の状況がある。

平井委員

もう少し詳しく御説明いただきたい。

多重債務のホットラインについては、年間、どれくらいの件数があったのかということと、多重債務以外の消費者相談全般に関してということで、京都市消費者サポートチームがどれく

らい実施されたのかという、具体的な件数を教えていただきたい。また、それが分からないということであれば、後日教えていただいても結構である。

西出局長

多重債務の関係で言うと、相談件数についてであるが、一番多いときで年間1,000件を超えるぐらい、正確な数字を言うと、平成20年度で1,145件あった。平成23年度では、514件となり、半分以下に減っているという状況である。

そのうち、弁護士による特別相談につないだのが、平成21年度で269件、そのうち4分の3ほどを弁護士が受任して取り扱った。これが平成23年度では104件ということで、弁護士による特別相談についても、同じような傾向で減っている。

多重債務に関しては、弁護士による特別相談につないでいるので、サポートチームには移行していない。

サポートチームへは、それ以外の消費者相談について、専門相談員だけでは対応できないものについて、移行させている。サポートチームは消費者相談全般に関する支援体制だと御理解いただきたい。

峯センター長

サポートチームというのは、多重債務相談ではなく、一般的な消費者相談に対して、被害回復が望めるような場合に弁護士とチームを組み、相手事業者との交渉を行うものである。件数は、平成23年度で3件となっている。中身としては、中古バイクの解約に関するあっせんなどが挙げられる。

平井委員

京都市で相談件数が増えているというのは、センターで相談の掘り起こしを行って、より良い解決に向けて動いているということが分かるので、件数がそれぞれどういう風な内訳でどれだけ解決に向かったか、相談をして弁護士に渡したら終わりということではなく、どこまで解決したかということをも市民に分かるように教えていただけたらと思う。

山本克己会長

今後の書類の作成や広報活動の在り方について検討いただくということによろしいか。

峯センター長

毎年度、相談内容についてはまとめて広報発表をしている。ただ、解決となると、何をもって解決とするか正直、難しいところがある。例えば、契約で言うと、お金を返してもらえたら解決となるのか、物を買ったとしてある部分は消費していて、それ以上を請求される分についてはお断りをしたようなものを解決とする場合もある。どの程度をもって解決とするのか、指標としては難しいところがあるが、工夫できることがあるのかないのかを検討し、我々の活動

が皆さんにとってどのように役立っているのかという視点に立って広報活動をすべしという御意見の趣旨だと思うので、それについては工夫して考えたいと思う。

山本克己会長

平成24年度の活動の報告の際には、色々と工夫をしていただきたい。

永井委員

3ページの相談体制を整えていることと、4ページの平成24年度まで使われてきた基金の関係だが、NPO法人であるとか弁護士による消費者サポートチームだとか、色々な体制を組む中で、基金がどの程度使われているのか、先ほどおっしゃられたように、消費者庁が予算要求をしていると言うが、今の国会の情勢の中でどれだけ通っていくか不透明な部分もあるかと思うので、端的に言うと、このような基金がなくなった場合に、代替りの体制があるのか、そのことをどの程度まで考えているのか、要望としては、基金がなくなっても京都市独自の予算でこのような体制を是非維持していただきたいと考えるが、その辺りはいかがか。

西出局長

基本的には、相談員の増員やバックアップの部分、以前から行っていた土日の相談に、祝日の相談を追加した部分について、基金を当面の財源として取り組んできた。当然、この部分については、基金がなくなっても京都市としては維持していく必要があると考えるので、新たな国の予算が付くのであれば活用をしたいが、それがなくなったとしても、これら事業を後退させることにはならないだろうと考える。

山本克己会長

今までの話にあったように、選挙の結果というか、選挙があること自体で、来年度の暫定予算にならざるを得ないということで、この予算案が通るのが来年5月ぐらいになりそうだという話もあり、京都市においても厳しい状況が続くかと思うが、是非とも御尽力いただきたい。

ほかに御意見等がなければ、議事(2)京都市の消費生活行政の現状と課題については終わらせていただきたい。

(3) その他

山本克己会長

次に議事(3)その他についてであるが、本審議会の当面のスケジュールについて、事務局から説明いただきたい。

峯センター長

来年の6月下旬から7月上旬ぐらいに審議会を開催し、平成24年度の事業実績や平成25年度の施策の実施予定について報告をさせていただく予定とする。

表示・包装適正化部会や消費者苦情処理部会については、表示の一元化に関する法案を年明けに国会に出すということで話を聞いており、国の動向などに応じて変わってくるところだが、適宜開催する必要が出てくると思うので、その場合は連絡させていただくので、よろしく願いしたい。

山本克己会長

それ以外に部会の開催予定は特にないということか。

峯センター長

部会については、今のところない。

山本克己会長

その他質問等はないか。

ないようなので、これで審議会を終了したい。最後、事務局から挨拶申し上げる。

3 閉会

○ 吉川市民生活部長挨拶

本日は熱心な御議論、貴重な御意見を頂き、感謝申し上げます。

今回の御意見として、消費生活総合センターの活動として、消費生活相談の件数やその後の解決について、市民に分かりやすく広報していくべきではないかというものがあつた。基金という国の財政支援が切れ、新たな予算措置については確定していないが、京都市として消費生活行政をしっかりと行ってまいりたいと考える。委員の皆様には、今後2年間、引き続き貴重な御意見、御助言を賜りますよう、お願いを申し上げて、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。